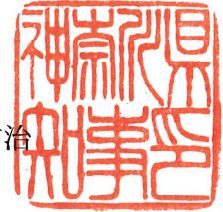


水第 3154 号
令和 8 年 3 月 24 日

神奈川県漁業調整委員会 会長 櫻本和美 様

神奈川県知事 黒岩祐治



固定式刺し網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定について（諮問）

このことについて、別紙のとおり定めたいので、神奈川県漁業調整規則第 12 条第 3 項及び同第 16 条第 2 項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。



(別紙)

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定により、神奈川県漁業調整規則（令和 2 年神奈川県規則第 91 号）第 5 条第 1 項第 5 号の漁業に関する同規則第 12 条第 1 項各号に掲げる事項及び同条第 2 項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間並びに許可の有効期間について、次のように定める。

許可又は起業の認可をすべき漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数（人）	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	（規則第 14 条第 1 項により許可又は起業の認可時に付加する条件）	許可又は起業の認可を申請すべき期間	許可の有効期間
かます一枚網漁業	6	定めなし	次の線ア、ウ、エ、オにより囲まれた区域 ア 横須賀市夏島町 1 番地護岸北東角から真方位 76 度 14.8 分の線 イ 横須賀市伊勢山崎突端と千葉県富津崎突端を結ぶ線 ウ ア線上、横須賀市夏島町 1 番地護岸北東角から 4.5km の点と、イ線上、伊勢山崎突端から 3km の点を通る線 エ 横須賀市鴨居 4 丁目にある北緯 35 度 15 分 36.1 秒東経 139 度 44 分 21.6 秒の点と千葉県君津市人見にある三角点「人見」とを結ぶ線 オ 共第 1 号共同漁業権の沖合線	6 月 1 日から 12 月 31 日まで	横須賀市平成町、浦郷町に漁業根拠地*を有している者	1 漁具の規模は次のとおりとする。 (1) 目合 3 cm 以上 (2) 網丈 6m 以下 (3) 網 1 反の長さ 120m 以下 (4) 1 統の網の使用反数 16 反以下 2 網の張立時間は、午前 3 時から午前 10 時までとする。	令和 8 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで	令和 8 年 5 月 22 日から令和 13 年 5 月 21 日まで

同上	7	同上	同上	同上	横須賀市 走水、馬 堀海岸、 大津町に 漁業根拠 地を有し ている者	同上	同上	同上
----	---	----	----	----	--	----	----	----

※ 漁業根拠地：許可を受けようとする漁業の操業又は漁業に使用する船舶の運航の主たる本拠となる地をいう。

操業区域

次の線ア、ウ、エ、オにより囲まれた区域

ア 横須賀市夏島町1番地護岸北東角から真方位76度14.8分の線

イ 横須賀市伊勢山崎突端と千葉県富津埼突端を結ぶ線

ウ ア線上、横須賀市夏島町1番地護岸北東角から4.5kmの点と、イ線上、伊勢山崎突端から3kmの点を通る線

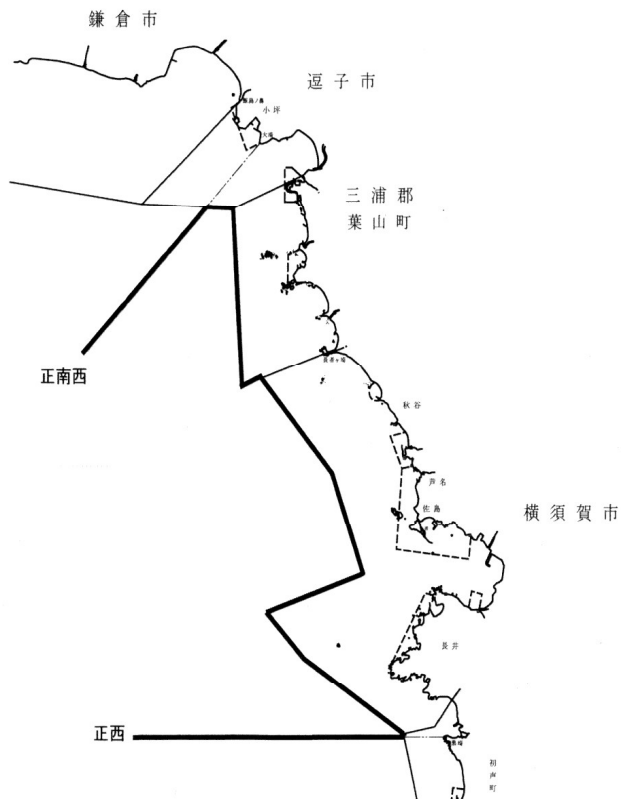
エ 横須賀市鴨居4丁目にある北緯35度15分36.1秒東経139度44分21.6秒の点と千葉県君津市人見にある三角点「人見」とを結ぶ線

オ 共第1号共同漁業権の沖合線



同上	9	同上	三浦市初声町黒崎突端より正西の線から逗子市大崎突端より正南西の線に至る神奈川県海面。ただし、共同漁業権の漁場の区域を除く。	6月1日から11月30日まで	横須賀市長井に漁業根拠地を有している者	1. 漁具の規模は次のとおりとする。 (1) 目合 3 cm以上 (2) 網丈 6m以下 (3) 網1反の長さ 120 m以下 (4) 1 統の網の使用反数 15 反以下 2. 網の張立時間は、午前3時から午前10時までとする。	同上	同上
同上	6	同上	同上	同上	横須賀市佐島に漁業根拠地を有している者	同上	同上	同上
同上	3	同上	同上	同上	逗子市小坪に漁業根拠地を有している者	同上	同上	同上

三浦市初声町黒埼突端より正西の線から逗子市大崎突端より正南西の線に至る神奈川県海面。ただし、共同漁業権の漁場の区域を除く。

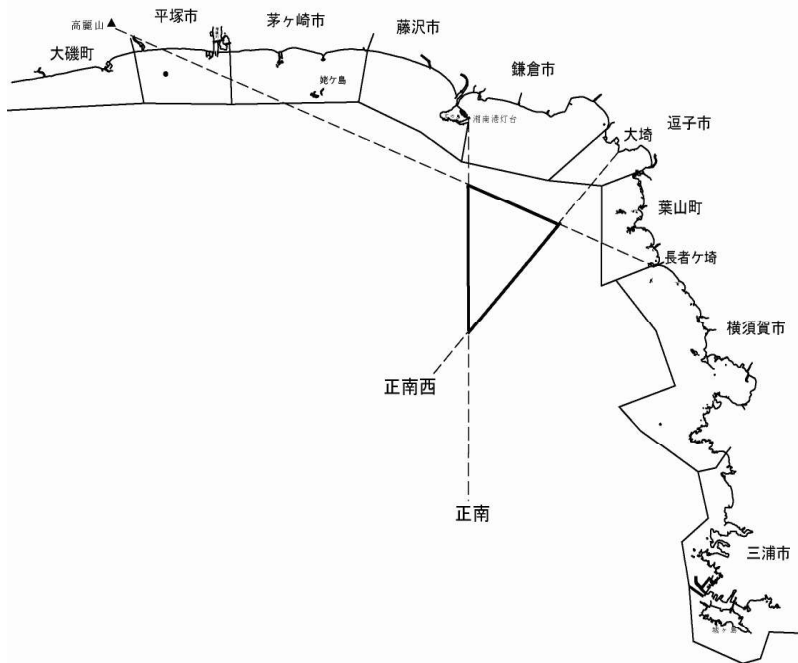


同上	4	同上	逗子市大崎突端より正南西の線から藤沢市江の島湘南港灯台より正南の線に至る神奈川県海面。ただし、横須賀市秋谷長者ヶ崎突端と中郡大磯町高麗山頂上との見通し線の以北の区域を除く。	同上	鎌倉市腰越に漁業根拠地を有している者	同上	同上	同上
----	---	----	--	----	--------------------	----	----	----

操業区域

逗子市大崎突端より正南西の線から藤沢市江の島湘南港灯台より正南の線に至る神奈川県海面。

ただし、横須賀市秋谷長者ヶ崎突端と中郡大磯町高麗山頂上との見通し線の以北の区域を除く。



同上	4	同上	<p>藤沢市江の島湘南港灯台より正南の線から藤沢市、茅ヶ崎市境界線と最大高潮時海岸線との交点より正南の線に至る神奈川県海面。</p> <p>ただし、横須賀市秋谷長者ヶ崎突端と中郡大磯町高麗山頂上との見通し線以北の区域を除く。</p>	同上	<p>藤沢市江の島、片瀬海岸、片瀬に漁業根拠地を有している者</p>	同上	同上	同上
----	---	----	--	----	------------------------------------	----	----	----